

現況届・入園申請等保育に関する Q&A

令和6年9月13日作成

令和7年9月1日更新

I. 就労証明書に関すること

1	現況届の時に提出する就労証明書の証明日はいつまでのものなら使用可能ですか？
2	雇用期間が決まっている場合の就労証明書の書き方はどうしたら良いのでしょうか？
3	今年の9月から働き始めるため、就労実績がないのですが、就労実績の欄はどうしたら良いですか？
4	雇用条件上は8時半～17時の週5勤務(月間就労120時間以上)ですが、直近の就労時間は120時間未満となっています。標準時間は選べますか？
5	会社で独自の就労証明書様式があるのでこちらを使いたいのですが、市から提示された就労証明書を使用しなければいけませんか？
6	自営業なのですが、就労証明書は自分で書いて良いのでしょうか？
7	就労時間に通勤時間は含まれますか？

Ⅱ.要件等認定に関すること

1	出産要件で入園を申し込みたいです。可能ですか？
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

I. 就労証明書に関すること

Q1. 現況届の時に提出する就労証明書の証明日はいつまでのものなら使用可能ですか？

A1.

原則、届出時点での就労先のものを提出し、変更の都度新しいものをご提出していただいておりますが、遠方に本社がある等提出に時間がかかりそうな場合は、7月以降のものでしたら使用可能としております。

また、現況届提出期間後の直近 1 カ月以内に別の支社・事業所へ異動される場合には、異動先のものをご提出ください。

Q2. 雇用期間が決まっている場合の就労証明書の書き方はどうしたら良いのでしょうか？

A2.

雇用期間が定められている(パート・派遣等)場合は、期間の終わりを必ずご記入ください。

なお、更新予定がある場合は、その旨を「No.18 備考」欄もしくは「No.14 更新の有無」欄に記入してください。

また、雇用期間の終了 1 カ月前に園を通じて、確認を行う場合があります。雇用期間を更新された際には新しい就労証明書での提出をお願いいたします。

Q3. 今年の9月から働き始めるため、就労実績がないのですが、就労実績の欄はどうしたら良いですか？

A3.

就労実績が無い場合は、0を記入してください。

また、育児休業等を取得中の場合は、休業前の直近三カ月の就労実績をご記入ください。

なお、有給休暇・特別休暇を取得している場合は、取得日を就労日数に含め、就業規則で定められた就労時間数をご記入ください。

Q4. 雇用条件上は8時半～17時の週5勤務(月間就労120時間以上)ですが、直近の就労時間は120時間未満となっています。標準時間は選べますか？

A4.

選べます。

Q5. 会社で独自の就労証明書様式があるのでこちらを使いたいのですが、市から提示された就労証明書を使用しなければいけませんか？

A5.

原則、市で定められた就労証明書の様式を使用していただくことをお願いしていますが、記載項目が市で定められた就労証明と同等である場合は受付しております。

例:証明日、証明者、就労時間、就労日数、就労曜日が書いてある等

Q6. 自営業なのですが、就労証明書は自分で書いて良いのでしょうか？

A6.

自営業の方の場合は、保護者自身で就労証明書を記入します。また、自営業の方には就労証明書に加えて、別途就労していることが分かる**根拠資料**(※)の添付を可能な限りお願いしております。

※別途就労していることが分かる根拠資料の例

- ・委託契約書
- ・委託元とのメールのやり取り(取引に関するデータ)
- ・行っている事業に関するHP・チラシ等のコピー
- ・個人事業主としての登録書類
- ・開業届(石川県税務所に届出を行った場合、返信用封筒有の郵送もしくは窓口受付であれば印付きの控えを受け取ることが可能です。)
- ・確定申告書他所得税関係書類の控え(就労から収入を得ていることの証明)
- ・在籍証明書
- ・名刺(本人の氏名が入ったもの)
- ・インボイス番号

Q7. 就労時間に通勤時間は含まれますか？

A7.

含まれません。ただし休憩時間は含みます。

Ⅱ.要件等認定に関すること

Q1. 出産要件で入園を申し込みたいです。可能ですか？

A1.

可能です。ただし、出産要件での入所期間は原則、出産予定日の産前8週の月初日から産後8週の月末までとなっております。

※多胎児は産前 14 週の月初日から産後8週の月末まで

Ⅲ.現況届について

Q1. 今年度 9 月時点と来年度 4 月時点で世帯員の状況が変化する場合は、どちらの情報を現況届に記載すれば良いですか？

A1.

次年度4月時点の情報を記載してください。

例:R7 年度 9 月時点:〇〇こども園在園→R8 年度 4 月時点:△△小学校在学の場合
→△△小学校を記載

Q2. 現況届の提出が必要ない場合はどのような場合ですか？

A2.

下記のような場合です。

- ・今年度で卒園する場合
- ・幼稚園へ転園する等、今年度中に退所する場合
- ・今年度中に別自治体へ転出し、来年度は転出先で新規申し込みをする場合
- ・来年度から別の施設へ転園する場合

※転園を希望する場合は、在園中の施設にその旨をお伝えいただき、新規申し込みを行ってください。